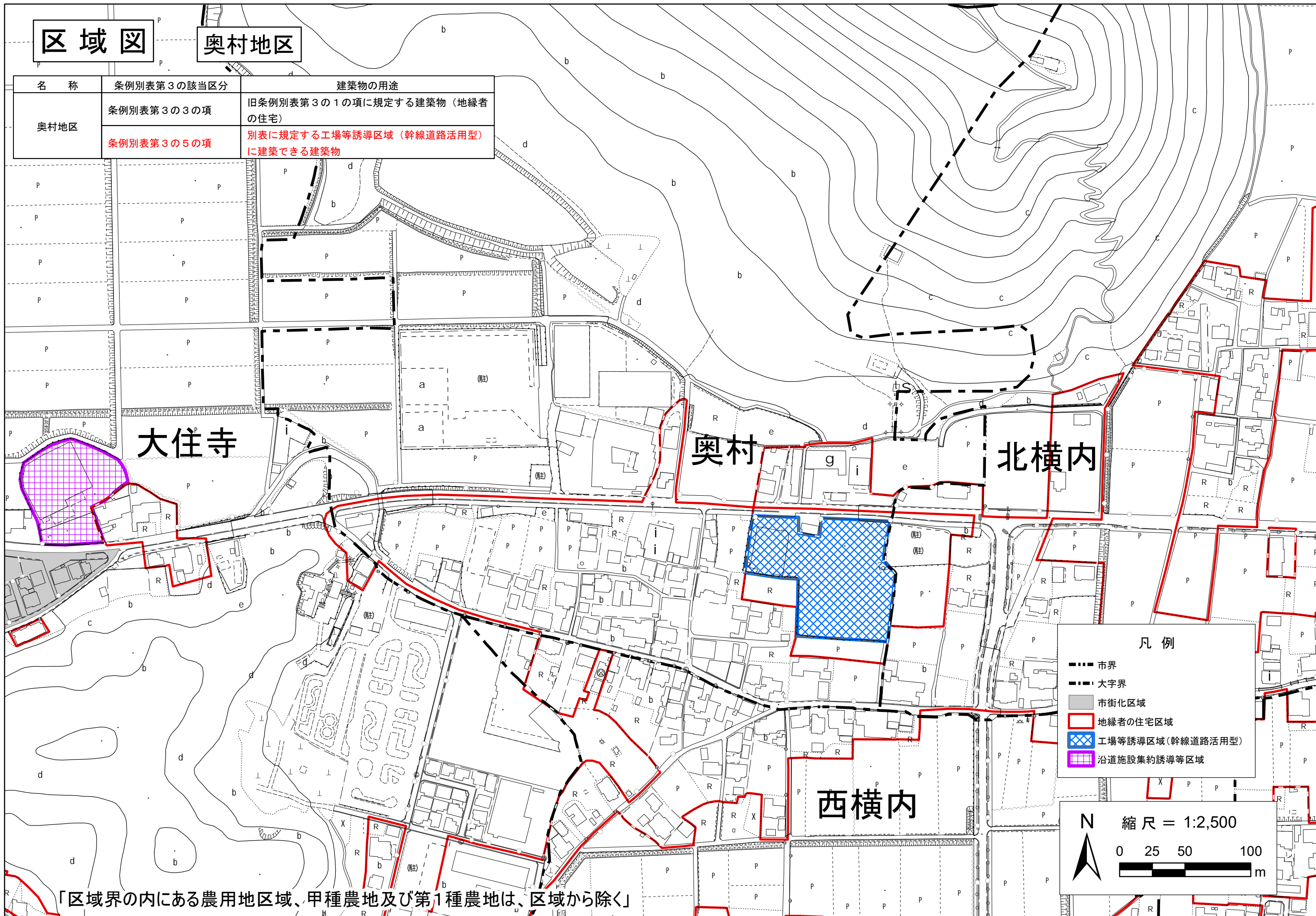


# 区域図

## 奥村地区

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途
奥村地区	条例別表第3の3の項	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物（地縁者の住宅）
	条例別表第3の5の項	別表に規定する工場等誘導区域（幹線道路活用型）に建築できる建築物



大住寺

奥村

北横内

西横内

### 凡例

- ..... 市界
- . - . 大字界
- 市街化区域
- 地縁者の住宅区域
- ▨ 工場等誘導区域（幹線道路活用型）
- ▨ 沿道施設集約誘導等区域

N 縮尺 = 1:2,500



「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く」